

# 総代選挙の公告

吉野川北岸土地改良区告示第58号

吉野川北岸土地改良区定款附属書総代選挙規程第4条の規定により、総代の選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和7年3月27日

吉野川北岸土地改良区  
理事長 寺井正



記

- 1 選挙の期日 令和7年4月9日
- 2 投票開始の時刻 午前9時
- 3 投票終了の時刻 午後4時
- 4 選挙する総代の数

選挙区	選挙区域	定数
第1区	三好市池田町、東みよし町	4名
第2区	三好市三野町	5名
第3区	美馬市美馬町	8名
第4区	美馬市脇町	9名
第5区	阿波市阿波町（阿波西部地区）	5名
第6区	阿波市阿波町（阿波中部地区）	5名
第7区	阿波市阿波町（阿波東部地区）	5名
第8区	阿波市市場町	15名
第9区	吉野川市	2名
第10区	阿波市土成町	11名
第11区	阿波市吉野町	4名
第12区	上板町	5名
第13区	板野町	2名
合 計		80名

- 5 投票用紙に記載する総代の数 1人
- 6 その他
  - (1) 総代に立候補しようとする者は、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
  - (2) 総代の候補者を推薦する者（組合員3人以上）は、本人の承諾を得て、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
  - (3) (1) 及び (2) の届出は、午前8時30分から午後5時までの間に行ってください。
  - (4) 総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日の3日前までに公告します。
  - (5) 選挙区の総代の候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えた選挙区にあっては、(4) の内容に投票所及び開票所を加え、公告します。